



平成 17 年 9 月 2 日

各 位

上場会社名 株式会社今仙電機製作所
代表者名 代表取締役社長 若山 恭二
(コード番号 7266 東証・名証 第一部)
問合せ先 常務取締役 大澤 慶文
(TEL (0568) 67-1211)

転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

平成 17 年 9 月 2 日 (金) 開催の当社取締役会において、130%コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額下方修正条項および転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

なお、本社債の募集につきましては、発行価額(本社債額面 100 円につき金 100 円)と異なる価格(発行価格、本社債額面 100 円につき金 102.5 円)で一般募集を行います。

記

1. 社債の名称 株式会社今仙電機製作所130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価額下方修正条項および転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
2. 社債の総額 金30億円
3. 各社債の金額 金100万円の1種
4. 社債券の形式 無記名式利札付に限る。
5. 社債の利率 未定(0.0%を仮条件とする)
利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成17年9月14日(水)から平成17年9月16日(金)までのいずれかの日に開催予定の取締役会において決定する予定。
6. 社債の発行価額 本社債額面100円につき金100円
ただし、各本社債に付された本新株予約権は無償にて発行する。
7. 社債の発行価格 本社債額面100円につき金102.5円
8. 償還金額 本社債額面100円につき金100円
ただし、繰上償還する場合は第17項第(3)号または第(4)号に定める価額とする。
9. 分割譲渡の禁止 商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
10. 償還期限 平成22年9月30日
11. 申込期間 平成17年9月20日(火)から平成17年9月22日(木)まで
申込期間については、上記のとおり内定しているが、利率および転換価額決定日において正式に決定する予定。申込期間が最も繰り上がった場合は、平成17年9月15日(木)から平成17年9月20日(火)までとなる。
12. 払込期日(発行日) 平成17年10月3日(月)
13. 募集の方法 一般募集
14. 物上担保・ 本社債には物上担保および保証は付されておらず、また本社債のた

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- 保証の有無 めに特に留保されている資産はない。
15. 財務上の特約 担保提供制限、担附切替、特定資産の留保および利益維持条項が付されている。
16. 利 払 日 毎年3月31日および9月30日
17. 償還の方法および期限
- (1) 本社債は、平成22年9月30日にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還に関しては、本項第(3)号および第(4)号に定めるところによる。
- (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面100円につき次の金額で繰上償還することができる。
- 平成17年10月4日から平成18年9月30日までの期間については金104円
平成18年10月1日から平成19年9月30日までの期間については金103円
平成19年10月1日から平成20年9月30日までの期間については金102円
平成20年10月1日から平成21年9月30日までの期間については金101円
平成21年10月1日から平成22年9月29日までの期間については金100円
- (4) 130%コールオプション条項
当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）がある20連続取引日にわたり、当該終値が当該各取引日に適用のある第19項第(7)号 に定める転換価額の130%以上であった場合、平成19年10月1日以降平成22年9月29日までいつでも残存する本社債の全部（一部は不可）を繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株式の分割を行う場合、当該株式分割に関する権利落日から株主割当日まで（それらの日を含む。）の間は、当該株式分割の効力が既に生じたものとみなして計算された（計算にあたっては当該株主割当日の発行済普通株式総数（ただし、普通株式に係る自己株式を除く。）を用いる。）調整後の転換価額を当該各取引日に有効な転換価額とする。この場合の償還金額は本社債の額面100円につき金100円とする。
- (5) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。かかる買入消却を行う場合、当社は当該本社債に付された本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。
18. 社債の利息支払の方法および期限
- (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成18年3月31日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日および9月30日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。
- (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。
- (4) 償還期日後は利息をつけない。
- (5) 第1回の利息支払期日までに本新株予約権行使の効力が発生した本社債については、利息はつけない。
- (6) 第1回の利息支払期日後に新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後はこれをつけない。
19. 新株予約権の内容
- (1) 社債に付された新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計3,000個の本新株予約権を発行する。なお、本社債の券面総額に対する本新株予約権の付与割合は100%とする。
- (2) 各新株予約権の発行価額
無償とする。

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 新株予約権の目的である株式の種類および数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行または移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(7)号 に定める転換価額で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 新株予約権の行使請求期間
本社債の社債権者は、平成17年11月1日から平成22年9月29日（第17項第(3)号または第(4)号に定めるところにより、平成22年9月29日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還期日の前銀行営業日）までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。
- (5) その他の新株予約権の行使の条件
当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部について行使請求することはできないものとする。
- (6) 新株予約権の消却事由および消却の条件
当社が第17項第(3)号または第(4)号に定めるところにより本社債を繰上償還する場合においては、当社は同時に本新株予約権の全部を無償で消却する。
- (7) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、未定。ただし、転換価額は本項第(8)号または第(9)号に定めるところに従い修正または調整されることがある。転換価額は、平成17年9月14日（水）から平成17年9月16日（金）までのいずれかの日に開催予定の取締役会において決定する予定。なお、転換価額は、転換価額決定日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合には、その日に先立つ直近日の終値）から予想中間配当金6円を控除した金額に1.00～1.025を乗じた価格を仮条件とする。
- (8) 転換価額の下方向修正
当社は平成19年9月21日（以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）がある20連続取引日の当該普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた金額）が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額を本号 に規定する計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。本号 の規定にかかわらず、本号 により修正された金額が、当初の転換価額の80パーセントを下回る場合には、当該80パーセントに当たる金額の1円未満を切り上げた金額を、修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が決定日までに本項第(9)号により調整された場合には、当該調整後の転換価額（本号 により修正された金額は考慮しない。）を当初の転換価額とみなすものとする。本号 または により修正された転換価額は、平成19年10月22日（以下この日を「効力発生日」という。）以降、これを適用する。決定日の翌日から効力発生日までの間に、本項第(9)号に定める転換価額の調整が行われる場合には、本号 または による修正が決定日に効力が生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を効力発生日以降に有効な転換価額とする。
- (9) 転換価額の調整
当社は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合は、次に

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、当社は、株式分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合等にも適宜転換価額を調整する。

- (10) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額は、本項第(7)号により決定される転換価額(ただし、本項第(8)号または第(9)号によって転換価額が修正または調整される場合は修正後または調整後の転換価額)から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、前記転換価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げた金額とする。
- (11) 代用払込に関する事項
 商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本社債の社債権者が本新株予約権を行使したときは、その新株予約権が付与された本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。
- (12) 当社は、行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、当社は、定款の定めに従い単元未満株式については株券を発行しない。
- (13) 本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式の配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ行使があったものとみなしてこれを支払う。
20. 新株予約権の発行価額を無償とする理由およびその行使に際して払込をなすべき額の算定理由
 利率および転換価額決定日の取締役会において決定する。
21. 社債管理会社 株式会社東京三菱銀行(代表)、株式会社三井住友銀行
22. 登録機関 株式会社東京三菱銀行
23. 元利金支払事務取扱者 株式会社東京三菱銀行、日興シティグループ証券株式会社 ほか
24. 行使請求受付場所 名義書換代理人 中央三井信託銀行株式会社
25. 行使請求取次場所 株式会社東京三菱銀行、日興シティグループ証券株式会社 ほか
26. 引受会社 日興シティグループ証券株式会社を幹事とする引受証券団
27. 申込取扱場所 引受証券会社の本店および国内各支店
28. 取得格付 BBB - (株式会社格付投資情報センター)
29. 保管振替機関への同意 平成17年9月2日同意書を提出。
30. 上場申請の有無 有り(株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所)
31. 本社債の利率を年0.0%とする場合は、以下について削除、訂正を行い、適宜、項を繰り上げる。
 第4項: 社債券の形式は無記名式に限る。
 第5項: 本社債には利息を付さない。
 第16項: 削除
 第18項: 削除
 第23項: 「元利金支払事務取扱者」を「償還金支払事務取扱者」と読替える。
32. その他本社債発行に関する必要事項は、今後の取締役会において決定するほか、当社代表取締役社長がその細目及び未決定事項を決定する。
33. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意: この文書は、当社が130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

手取概算額 2,966 百万円については、設備資金に 1,500 百万円、借入金返済に 966 百万円および社債償還資金に 500 百万円をそれぞれ充当する予定であります。

なお、設備投資計画は、平成 17 年 9 月 2 日現在以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 所在地	事業の種類 別セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
提出会社	名古屋工場 愛知県犬山市	自動車部品 関連事業	生産設備	2,572	304	新株予約権 付社債発行 資金、自己 資金	平成17年4月	平成19年3月
	広島工場 広島県東広島市	自動車部品 関連事業	生産設備	340	-	自己資金	平成17年4月	平成19年3月
	岡山工場 岡山県倉敷市	自動車部品 関連事業	生産設備	256	34	自己資金	平成17年4月	平成19年3月
	八百津工場 岐阜県加茂郡八百津町 ほか	自動車部品 関連事業	生産設備	472	54	自己資金	平成17年4月	平成19年3月
イマゼン フィリピン マ ニュファクチュアリング コーポレーション	フィリピン ラグナ州	自動車部品 関連事業	生産設備	80	-	自己資金	平成17年1月	平成17年12月
イマゼン ビュサイラス テ クノロジー - インク	米国 州	自動車部品 関連事業	生産設備	530	45	自己資金 及び借入	平成17年1月	平成17年12月
広州今仙電機有限 公司	中国 広東省	自動車部品 関連事業	生産設備	360	11	自己資金 及び借入	平成17年1月	平成17年12月
イマゼン マニュファクチュ アリング (タイランド) カンパニーリミテッド	タイ 州	自動車部品 関連事業	生産設備	240	64	自己資金 及び借入	平成17年1月	平成17年12月

注) 1. 生産能力については、同一品目でも種類が多く、かつ仕様も多岐にわたるため表示が困難であるので記載しておりません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

設備資金につきましては、主に主力製品であるシートアジャスタの増産及び新製品対応設備導入により、収益拡大に寄与するものと考えております。

借入金返済および社債償還資金につきましては、支払利息の低減効果のほか、株式への転換と同様に財務体質の強化につながるものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社では、株主の皆様への利益還元と将来の事業展開に備えての企業体質強化のバランスを考慮しつつ、安定的な配当を業績に応じて継続的にを行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当金額は、上記の基本方針に基づいて決定いたします。

ご注意：この文書は、当社が 130%コールオプション条項付第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保金につきましては、企業体質の一層の充実及び長期的な事業展開を維持していくための設備投資や研究開発投資に充当し、将来にわたり株主の皆様のご期待に沿うべく努力してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり当期純利益	45.02円	57.01円	11.82円
1株当たり年間配当金 (1株当たり中間配当金)	10.0円 (3.0)	11.0円 (5.0)	11.0円 (5.0)
実績配当性向	22.2%	19.3%	93.1%
株主資本当期純利益率	5.0%	6.0%	1.1%
株主資本配当率	1.1%	1.1%	1.0%

- (注) 1.各決算期の「1株当たり当期純利益」は、当該決算期の当期純利益を期中平均株式数で除した数値です。
2.各決算期の「株主資本当期純利益率」は、当該決算期の当期純利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。
3.各決算期の「株主資本配当率」は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本(当該決算期末の資本の部の合計)で除した数値です。

3. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

(2) 過去3決算期間の株価の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始値	385円	541円	840円	915円
高値	620円	870円	1,085円	915円
安値	350円	482円	640円	776円
終値	541円	800円	900円	835円

(注) 平成18年3月期の株価については、平成17年9月1日現在で表示しております。

4. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

今回の資金調達を実施することにより、直近(平成17年8月末)の発行済株式数に対する潜在株式の比率は、24.3%となる見込みです。

(注) 潜在株式の比率は、今回発行する新株予約権付社債が全て行使された場合に交付される株式数を直近の発行済株式数で除したものです。

予想転換価額：835円(平成17年9月1日の東証終値)

発行済株式数：14,763,700株

以上

ご注意：この文書は、当社が130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。